

平成十四年法律第二百八十九号
構造改革特別区域法

目次

- 第一章 総則（第一条—第二条の二）
 - 第二章 構造改革特別区域基本方針（第三条）
 - 第三章 構造改革特別区域計画の認定等（第四条—第十条）
 - 第四章 構造改革特別区域における規制の特例措置（第十一条—第三十六条）
 - 第五章 構造改革特別区域推進本部（第三十七条—第四十六条）
 - 第六章 雜則（第四十七条—第五十一条）
 - 附則
- 第一章 総則**
- (目的)**
- この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。
(定義)
- 第二条** この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であつて、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。
- 第二条** この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。
- 第三条** この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第十二条から第十五条まで、第十八条から第二十条まで及び第二十二条から第三十四条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第三十五条の規定による政令等又は第三十六条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。
- 第四条** この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四条第四項及び第七項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。
- 第二条の二** 国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化（以下「構造改革の推進等」という。）に関する施策を推進するに当たっては、地域の活力の再生に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。
- 第二章 構造改革特別区域基本方針**
- 第三条** 内閣総理大臣は、構造改革特別区域において特定事業を実施し又はその実施を促進するこ^とによる構造改革の推進等に関する基本的な方針（以下「構造改革特別区域基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 第二章 構造改革特別区域基本方針**
- 一 構造改革の推進等の意義及び目標に関する事項**
- 二 構造改革特別区域における基本的な方針**
- 三 次条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関する基本的な事項**
- 四 構造改革の推進等に関する政府が講ずべき措置についての計画**

- 5 前各号に掲げるもののほか、構造改革の推進等のために必要な事項その他経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する事項
- 6 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、定期的に、新たな規制の特例措置の整備その他構造改革の推進等に関する提案について検討を加えた新たな措置を講ずる必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、構造改革特別区域基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、構造改革特別区域基本方針を公表しなければならない。
- 第三章 構造改革特別区域計画の認定等**
- 第四条** 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 第五条** 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 構造改革特別区域の範囲
- 2 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日
- 3 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業ごとの規制の特例措置の内容
- 4 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる前項各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 5 構造改革特別区域の名称及び特性
- 6 構造改革特別区域計画の意義及び目標
- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 8 構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聞くとともに、都道府県にあつては関係市町村の意見を聽かなければならない。
- 9 構造改革特別区域における特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体に対し、当該特定事業をその内容とする構造改革特別区域計画の案を作成についての提案をすることができる。
- 10 前項の地方公共団体は、同項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。
- 11 第一項の規定による認定の申請には、第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第五項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をした場合については、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。
- 12 地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業及びこれに関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。
- 13 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 14 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。

二	当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的・社会的効果を及ぼすものであること。
三	円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
10	内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十二条）及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第三号に掲げる事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあっては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。
11	認定を受けた構造改革特別区域計画（以下「認定構造改革特別区域計画」という。）に基づき実施主体が実施する特定事業については、次章で定めるところにより、規制の特例措置を適用する（認定に関する処理期間）。
12	内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
第五条	内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。
2	関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができること、速やかに、同意又は不同意の旨を通知しなければならない。（認定構造改革特別区域計画の変更）
第六条	地方公共団体は、認定構造改革特別区域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
2	第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。（報告の徴収）
第七条	内閣総理大臣は、第四条第九項の規定による認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十一条を除き、以下「認定」という。）を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画（前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。
2	関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適用の状況について報告を求めることができる。（措置の要求）
第八条	内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定構造改革特別区域計画の実施に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。
2	関係行政機関の長は、認定構造改革特別区域計画に係る規制の特例措置の適正な適用のため必要があると認めるときは、認定を受けた地方公共団体に対し、当該規制の特例措置の適用に關し必要な措置を講ずることを求めることができる。（認定の取消し）
第九条	内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。
2	関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。
3	第四条第十二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。（国の援助等）
第十条	内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うように努めなければならぬ。

2	関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定構造改革特別区域計画に係る特定事業の実施に關し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。
3	前二項に定めるものほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、地方公共団体及び実施主体は、認定構造改革特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
四	第四章 構造改革特別区域における規制の特例措置
3	（学校教育法の特例）
第十二条	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に對応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）」とあるのは、「私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に對応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において「学校設置会社」という。）と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十一条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第九十五条（同法第一百二十三条において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行ふ場合（設置の認可を行ふ場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十一条第一項の規定による命令を行ふ場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。
2	前項の規定により学校教育法第四条第一項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第十九条第一項第一号並びに別表第二号において「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に對応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。
3	文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の經營に必要な財産を有すること。
二	当該学校の経営を担当する役員が学校を經營するために必要な知識又は経験を有すること。
三	当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
4	学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第十三項及び次条第五項において「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。
4	学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

1	業務状況書類等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求	理科教育振興法（昭和二十九年法律第百第一項）
2	業務状況書類等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は譲写の請求	和二十八年法律第百第一項（八十六号）
3	第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。	学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
4	前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。	前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5	認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。	認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6	認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。	認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
7	認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。	認定地方公共団体は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
8	認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可又は同法第十三条第一項若しくは第十四条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらが認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。	認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可又は同法第十三条第一項若しくは第十四条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらが認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聽かなければならぬ。
9	認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。	認定地方公共団体の長は、第一項の規定により学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
10	学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。	学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。
11	規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十八号）と、当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法第二百四十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。（以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公	規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十八号）と、当該指定都市等の長、学校設置会社（構造改革特別区域法第二百四十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。（以下同じ。）の設置する私立学校の教員にあつては同条第一項の規定による認定を受けた地方公
12	著作権法（昭和四十年法律第四百八十五条第一項）による認定を受けた地方公	著作権法（昭和四十年法律第四百八十五条第一項）による認定を受けた地方公
13	第三項又は第四項の規定に基づき文部科学省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。	第三項の規定に違反して業務状況書類等を備えて置かず、業務状況書類等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第四項各号の規定による請求を拒んだ学校設置会社の取締役、執行役又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

事若しくは清算人」とあるのは、「病院等開設会社の取締役、執行役若しくは監査役」と読み替えるものとする。

5 病院等開設会社が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第六条の五第三項の規定にかかる

可又は第二項の規定により読み替えて適用される同条第二項の変更の許可の範囲に係る高度医療

(次項において「許可に係る高度医療」という。)を提供している旨の広告(同法第六条の五第一

7 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供

してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は

診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

8 医療保険者(医療保険各法(国民健康保険法を除く。)の規定により医療に関する給付を行

全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。)は、

病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指

定若しくは船員保険法第五十三条第六項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五

条第三項の規定にかかるわらず、同法第六十三条第三項第一号の指定をしないものとする。

9 医療職員(医療保険各法(教育職員免許法等の特例)

第十一条 市町村の教育委員会が、第十二条第一項に規定する特別の事情、第十三条第一項に規定

する特別の需要その他該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対

応するため、次に掲げる者に特別免許状(教育職員免許法第四条第一項に規定する特別免許状を

いう。以下この条及び別表第九号において同じ。)を授与する必要があると認める場合において、

当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同

法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八

十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に

授与する特別免許状(以下「特別免許状」という。)を除く。)と、「教育委員会をいう」と

あるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を

授与した市町村の教育委員会をいう」と、同法第五条第六項中「教育委員会」とあるのは「教

育委員会(特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第十九条第一項各号に掲げる者に

受けた市町村の教育委員会)と、同法第九条第二項中「有する」とあるのは「有する。ただし、

特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有す

る」と、同法第二十条中「教育委員会規則」とあるのは「教育委員会規則(特例特別免許状にあ

つては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則」と、同法別表第三中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。)と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)第十五条第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定によ

る認定を受けた市町村(以下この項及び第二十二条第一項において「認定市町村」という。)の

教育委員会を含む。以下同じ。)と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県(認定市町村

においては当該認定市町村)」と、第二十二条第一項中「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは「都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許

状再授与審査会。次条において同じ。)」とする。

一 第十二条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四

条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職

員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。)に

雇用しようとする者

二 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四

条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職

員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。)に

雇用しようとする者

三 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四

条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職

員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。)に

雇用しようとする者

四 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四

条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職

員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。)に

雇用しようとする者

五 第十三条第一項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第四

条第一項の規定による設置の認可を行つた学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職

員(教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下この項において同じ。)に

雇用しようとする者

三 その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する給料その他の給与をいう。)又は報酬等(同法第一条に規定する報酬等をいう。)を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者

2 前項において読み替えて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により、市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、滞滯なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。

3 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合であつても、同項において読み替ええて適用する教育職員免許法第五条第六項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者(同項に規定する授与権者をいう。)及び免許管理者(同法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。)は、当該市町村の教育委員会とする。

(私立学校法の特例)

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学

校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、當

該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照ら

し、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が高等学校又は

幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認め

て内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実

施する高等学校又は幼稚園(以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。)の設置及び運営を目的とする学校法人(以下この条において「協力学校法人」という。)を設立し

ようとする者であつて第六項の指定を受けたもの(第三項において「指定設立予定者」という。)が、所轄庁(同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。)に対し、同法第二十三条规定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第二十

四条第一項の規定にかかるわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第十七条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第二十二条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならぬ。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体(以下この条において「協力地方公共団体」という。)の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄

庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付しができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

一 私立学校法第二十三条第一項の規定による寄附行為の認可の申請

二 私立学校法第一百八十三条第三項又は第五項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出

三 私立学校法第一百九十三条第三項の規定による解散についての認可の申請

四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政

令で定める事項の認可の申請

二 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に關し、次に掲げる事項を定めた基本

計画(以下この条において「公私協力基本計画」という。)を定め、これを公告しなければなら

ない。

一 収容定員に関する事項

二 授業料等の納付金に関する事項

三 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項

四 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

5 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要な事項として文部科学省令で定めるもの

6 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人に

ついて、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

7 協力地方公共団体の長は、前項の申出に係る協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

8 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。

9 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第四条第一項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に基づ定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。

10 前項の規定は、地方自治法第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五までの規定の適用を妨げない。

11 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところにより、公私協力基本計画に基づき、当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下この条において「公私協力年度計画」という。）及び收支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。

これを見直すときも、同様とする。

12 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

13 私立学校振興助成法（昭和五十一年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第四項本文の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区城法（平成十四年法律第八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第九項又は

15 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなつたと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。

16 協力学校法人は、前項の規定による指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第四条第一項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。

17 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

18 教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第十五条第二項の規定は、公私協力学校について準用する。

第二十一条 削除

（狂犬病予防法の特例）

第二十二条 市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十二号において同じ。）が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第一項に規定する狂犬病予防員（次項において「都道府県知事任命予防員」という。）の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないことから狂犬病の発生を予防するためには同法第六条第一項から第三項まで、第七項及び第九項並びに第二十一条に規定する事務（以下この条において「犬の抑留に係る事務」という。）を当該市町村が自ら行う必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、同法第三条第一項、第六条及び第二十一条の規定にかかるわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。

2 狂犬病予防法第三条第二項、第六条、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、前項の規定により市町村の長の任命を受けた狂犬病予防員（次項において「市町村長任命予防員」という。）を都道府県知事任命予防員とみなす。この場合において、同法第六条第二項中「都道府県知事」とあるのは「構造改革特別区城法（平成十四年法律第八十九号）第二十二条第一項の規定により認定を受けた市町村（第五項及び第十項並びに第二十一条において「認定市町村」という。）の長」と、同法第五项及び同法第二十一条中「都道府県知事」とあるのは「認定市町村」と、同法第六条第十項中「都道府県」とあるのは「認定市町村」と、同法第二十二条中「当該都道府県」とあるのは「当該認定市町村」と読み替えるものとする。

3 第一项の場合においては、狂犬病予防法第二十三条の規定にかかるわらず、市町村長任命予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とする。

（地方公務員法の特例）

第二十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区城において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当する見込まれるため臨時の任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について当該各号に掲げる場合に行う臨時の任用については、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。

一 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法構造改革特別区城における人材の需給状況等に鑑み、同条第一項後段又は第四項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。

二 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区城における当該特定の分野に係る人材の育成

14 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について一年を超えて臨時的任用を行ふことが必要であるとき。

三 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について一年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。

前項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第二十二条の三第一項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第一項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、前項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

前項の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。

4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

5 第一項の認定を受けた地方公共団体であつて人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第二十二条の三第四項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの項の規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第四項の規定に基づき採用した日）から三年を超えない範囲内に限り、六月を超えない期間で更新することができる。ただし、第一項各号に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。

6 第一項の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、第二項又は前項の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講（農地法の特例）

第二十四条 地方公共団体が、その区域内において、農地等（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第一条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）又は採草放牧地をいう。以下この条において同じ。）の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足してゐるものとのみなされる農作物の栽培を含む。第三号及び第四項において同じ。）の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するそれがあることから、その設定する構造改革特別区域において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため同法第一条第三項に規定する農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五条の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。第三項及び第四項において同じ。）は、当該認定構造改革特別区域計画に定められた別表第十四号に掲げる事業の実施主体である当該法人のうち次の各号に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下この条及び同表第十四号において「特定法人」という。）が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第三条第二項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同条第一項の許可をすることができる。

一 当該法人が、その農地等の所有権の取得後において第四項の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に對し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。

二 当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 当該法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。第四項第四号において同じ。）のうち、一人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時從事すると認められること。

前項の認定の日以後は、当該認定を受けた地方公共団体（都道府県を除く。）が、同項の構造改革特別区域内にある農地等に對し、認定構造改革特別区域計画に定めるところにより特定法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は同項第一号の契約に基づき所有権を取得する場合には、農地法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

農業委員会は、第一項の規定により農地法第三条第一項の許可をする場合には、同条第五項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

4 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を、第一項の規定により前項に規定する特定法人に農地等の所有権を移転した地方公共団体に對し、通知するものとする。

一 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

二 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

三 当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

四 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時從事していないと認める場合

五 次に掲げる事由が生じた場合においては、政令で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができるものとする。

一 第六条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更（第一項の構造改革特別区域の範囲若しくは別表第十四号に掲げる事業の実施主体を変更するもの又は第四条第二項第二号に規定する特定事業として同表第十四号に掲げる事業を定めないこととするものに限る。）の認定を以て、事業として別表第十四号に掲げる事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

二 第九条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画（第四条第二項第二号に規定する特定事業として別表第十四号に掲げる事業を定めたものに限る。）の認定の取消し

三 第一条中市町村又は市町村長に関する部分（農業委員会に関する特別区の区長に、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区（総合区を含む。以下この項において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（税法の特例）

第二十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体验民宿業その他酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下この条から第二十七条までにおいて同じ。）を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この条及び別表第十五号において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活

性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第五号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類（同表第五号において「特定酒類」という。）を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」とする。

一 酒税法第三条第十三号（二及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）同条第十三号に規定する果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を除く。）に規定する果実酒（自ら米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限りる。）同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

三 酒税法第三条第十三号（二及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要な」と認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき）とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許を与え

4 酒税法第三条第十三号に規定する単式蒸留焼酎（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）第三号及び第四号において「特産農産物等」という。）を主たる原料としたものに限る。）同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許

二 酒税法第三条第十三号（二及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要な」と認められるときは、製造する酒類の範囲若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき）とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許を与え

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

4 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなつた場合又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合に

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第十六条号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、第一号又は第三号に掲げる酒類にあっては酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は適用しないものとし、第二号又は第四号に掲げる酒類にあっては同法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第五号中「六キロリットル」とあるのは「一キロリットル」とする。

一 酒税法第三条第十号に規定する単式蒸留焼酎（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）第三号及び第四号において「特産農産物等」という。）を主たる原料としたものに限る。）同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許

二 酒税法第三条第十三号（二及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要な」と認められるときは、製造する酒類の範囲若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき）とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許を与え

3 酒税法第三条第十七号に規定する原料用アルコール（同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。）同条第十七号に規定する原料用アルコールの製造免許

四 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであつて特区内自己製造場において製造された酒類を原料としているものに限る。）同号に規定するリキュールの製造免許

三 酒税法第三条第二十二号に規定する原料用アルコール（同条第十号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として財務省令で定めた数量を超えない範囲内に限り製造した同号に規定するリキュールの製造免許を受けた者に係る部分に限る。）同条第二十二号に規定する原料用アルコールの製造免許

四 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであつて特区内自己製造場において製造された酒類を原料としているものに限る。）同号に規定するリキュールの製造免許

三 酒税法第三条第十七号に規定する原料用アルコール（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。）同条第十七号に規定する原料用アルコールの製造免許

二 酒税法第三条第十三号（二及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要な」と認められるときは、製造する酒類の範囲若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき）とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許を与え

4 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなつた場合又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合に

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第二十六 条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五号に規定する漁業権の同法第六十二条第一項第一号へに規定する関係地区の全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるもの）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（第一号において「特区内農産物等」という。）であつて当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（第四号において「特区内自己製造場」という。）において次の各号に掲げる酒類（別表第十六号において「特産酒類」という。）を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）を申請した場合には、

一 酒税法第七条第三項第二号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

二 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

二 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）第一項の規定の適用を受けて同項第二号に定める酒類の製造免許を受けた者

第二十七条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第七条第一項の規定により清酒（同法第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この条及び別表第十七号において「清酒製造者」という。）が、当該構造免許を受けた者（以下この項及び同号において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この項及び第七項第三号において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた同表第十七号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この条において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、政令で定めることにより、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（同法第二十八条第六項及び第二十九条の三第四項並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第九項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場合並びに既にこの項の規定の適用を受けている製造場を除く。以下この項及び第三項において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（第七項第三号において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場合を除く。）においては、当該既存の製造場との清酒の製造場となし、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。

前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この条において「主製造場」という。）と同項の規定の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この条において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第三条第二十四号に規定する酒母をいう。第七項第四号及び第八項において同じ。）又はもろみ（同条第二十五号に規定するもろみをいう。第七項第四号及び第八項において同じ。）を移動しようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。

体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第五十三条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。

第一項の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九条第一項、第十四条第一項及び第二項並びに第八十六条の五の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。

税務署長は、第一項の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める事項に該当するときは、当該各号に定めた酒類の製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に、当該各号に定めた酒類の製造免許を当該承認を受けた者（以下この項において「認定計画特定清酒製造者」とい

6 税務署長は、第一項の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日、第一項の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。第九項において同じ。）は、第一号から第五号までに掲げる場合（第四号に掲げる場合にあつては、同号に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認を受けた税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（第五号にあつては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、政令で定めるところにより、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。

8 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、当該認定が取り消された日

二 第一項の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（前号に該当する場合を除く。）当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（第一号に該当する場合を除く。）当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合（第一号に該当する場合を除く。）当該承認を受けた者が体験製造場について酒税法第七条第一項又は第八条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合、当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日

四 第一項の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第七条第一項又は第八条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合、当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日

五 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合、当該清酒の製造を廃止した日

六 酒税法第七条第四項の規定により第一項の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限（同条第五項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。次項第一号において同じ。）が経過した場合、当該期限が経過した日の前日

七 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第十二条の規定により取り消され、又は同法第七条第一項の規定による申請に基づき取り消された場合、当該清酒の製造免許が取り消された日

八 第一項の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合、当該清酒の製造免許が消滅した日

九 第一項の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合、当該承認を受けた者が死亡した日

十 酒税法第十六条第一項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合、当該主製造場を移転した日

8 次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この項において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この項において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

一 前項の規定により第一項の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第七条第一項ただし書又は第八条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。次号において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（第三号に該当する場合を除く。）ただし、次項の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（前項第六号又は第七号に該当する場合にあっては、同項第六号の期限の経過又は同法第十七条第一項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第二十条第一項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。

二 第六項の規定により第一項の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（次号に該当する場合を除く。）

三 第六項の規定により第一項の承認が取り消された者又は酒税法第十二条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が次項の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。

第六項又は第七項の規定により第一項の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税务署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは、当該法人を含み、第七項第六号から第八号までに該当する場合にあつては酒税法第二十条第一項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第十九条第二項又は第二十条第一項の規定による者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでに届け出なければならない。

一 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、当該認定が取り消された日

10 第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用について
は、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる
字句とする。

措別特税租		酒税法	
項	第六条の三第一項た だし書	第四号の 場合にお いて、	第二号及び第三号の場合において構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十七条第八項の規定の適用を受けた当該酒類等並びに第四号の場合において同項の規定の適用を受けた当該酒類等及び受けた当該酒類等及び
第二十八条第一項第 二十八条第七項、 第二十八条の二第二 項、第二十八条の三 第一項及び第三十条 第一項並びに第五十 条の二第二項	場所の 所在地	場所の 所在地	製造場（当該製造場が体験製造場（構造改革特別区域法第二十七条第八項の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下この条において同じ。））であるときは、当該体験製造場の場所（当該場所が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地
第三十条第五項	場所の 所在地	場所の 所在地	七条第三項に規定する体験製造場をいう。（以下同じ。）であるときは、当該体験製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の場所（当該場所が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地
第三十条の二第二項 （第六条の三第五項 後段）	場所の 所在地	場所の 所在地	七条第三項に規定する体験製造場をいう。（以下同じ。）であるときは、当該体験製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の場所（当該場所が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地
第三十条第一項 （第六条の三第五項 後段）	場所の 所在地	場所の 所在地	七条第三項に規定する体験製造場をいう。（以下同じ。）であるときは、当該体験製造場（当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の場所（当該場所が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）の所在地
第八十七条の六第八 項	号又は第三 号	第六条 の三第五 項	場所の 所在地
第五十条第一項	その製 造場の 製造場	第六条 の三第一 項	場所の 所在地
第三十条の二第二項 （第六条の三第五項 後段）	その製 造場（當該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場）	第六条の三第五項又は同法第二十七条第八項後段	場所（當該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）の場所（當該場所が体験製造場であつたときは、当該体験製造場に係る主製造場）

前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特別例）

- 第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域等の整備等の促進に関する法律の特別例（地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。以下この条において同じ。）が道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であつて、同法第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下この条において同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下この条及び第三十条第一項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下この項において同じ。）であつて、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下この項及び別表第十八号において同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下この条において「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下この条において同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第十条第一項、第十一条第一項及び第十五条第一項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下この条において「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。
- 2 地方道路公社が民間資金法第五条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る実施方針を定める場合における民間資金法第十七条の規定の適用については、同条第四号中「第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。
- 3 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十二条第一項の規定により認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における同項の規定の適用については、同項第三号中「公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法」とあるのは、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」とする。
- 4 公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により利用料金を收受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「実施方針に従い」とあるのは、「実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第五項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で」とする。
- 5 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下この条において「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第二十三条第一項の規定により收受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 6 国土交通大臣は、前項に規定する利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第二十三条第一項（第五号に係る部分に限る。）に定める基準その他の政令で定める基準に適合するものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。
- 7 第五項の認可については、道路整備特別措置法第十条第六項及び第十六条の規定を準用する。

8	地方道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第十一条第一項若しくは第四項、第十二条第一項若しくは第五項又は第十五条第一項若しくは第四項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が第五項の規定により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。
9	特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第二十三条第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道管理者に通知するとともに、国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。
10	特定道路公社は、民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。
11	特定道路公社は、前項に規定する対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
12	国土交通大臣は、第十項に規定する対価の額が、特定道路公社が收受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、前項の認可をすることができる。
13	特定道路公社が民間資金法第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法第十条第四項、第十四条、第十五条第四項、第十七条第七項、第二十条第一項から第三項まで及び第五項、第二十五条第一項並びに第五十二条の規定の適用については、同法第十条第四項中、「第二号、第五号又は第六号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十四条中「料金」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）」と、同法第十五条第四項中「第二号、第四号又は第五号」とあるのは「又は第二号」と、同法第十七条第七項、第二十四条第一項、第二項及び第五项並びに第五十二条中「料金」とあるのは「利用料金」と、同法第二十四条第三項中「この法律の規定により料金を徴収することができる」とあるのは「構造改革特別区域法第二十八条第一項の規定により公社管理道路運営権者（同項に規定する公社管理道路運営権者）と、同法第二十五条第一項中「料金を徴収しよう」とあるのは「公社管理道路運営権者に利用料金を收受させよう」と、「その額及び」とあるのは「その」と、「当該料金の額又は」とある（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）

1	第一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。
2	前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理及び整備に関する事務のうち学校等施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。
3	第一項の認定を受けた地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。
4	第二項の規定により地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行する場合における社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十四条第二項及び学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とるのは、「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長」とする。（老人福祉法の特例）
5	第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百八十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金法第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかるわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。
6	都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、老人福祉法第十七条第一項の規定により都道府県（同法第三十四条の規定により同法第十七条第一項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によつて、その申請を審査しなければならない。
7	一 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たつて、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するためには必要と認める条件を付することができる。

5

老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、同法第十五条第六項中「第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定めた都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるととき」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるととき」とあるのは「構造改革特別区域法（昭和四十三年法律第二十二号）において同じ。」に編入された場合には建築物の建築又はその敷地の造成（第二号において「建築等」という。）が無秩序に行われるおそれがある（以下この条及び別表第二十二号において「特定期間」という。）において、当該特定市街化調整区域が市街化区域をその施行地区（土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二条第四項に規定する施行地区をいう。同表第二十二号において同じ。）に含む土地区画整理事業（同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、同法第三条第四項の規定により施行するものに限る。以下この条及び同号において同じ。）を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項第十三号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められない都市計画区域内において」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十二条の認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた土地区画整理事業は」とする。

第一 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。

二 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。

（アルコール事業法の特例）

第三十三条 地方公共団体が設定する構造改革特別区域又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第二条第二項に規定する副産物をいう。）であつて主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第二条第四項に規定する再生資源をいう。別表第二十三号において同じ。）として利用して、当該構造改革特別区域において製造事業者（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第一項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第二条第一項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。別表第二十三号において同じ。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第九条、第十条、第二章第三節及び第四節並びに第三十五条から第三十七条までの規定は、適用しない。

（国立大学法人法の特例）

第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条及び別表第二十四号において同じ。）がその所有に属する土地等（同法第三十三条の三に規定する土地等をいう。以下この条及び同号において同じ。）を当該土地等において革新的な研究開発、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又は研究開発の成果を活用した施設の整備を行おうとする者に円滑かつ迅速に貸し付けることが、当該構造改革特別区域におけるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。）に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を

2

一 当該構造改革特別区域内において求人があつてもかわらず、当該構造改革特別区域の内での求職者が当該構造改革特別区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にあること。

二 前号に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態にあること。

前項の規定により都道府県労働局長の認定を受けた場合においては、社会保険労務士法第十八条中「第二条」とあるのは、「第一条及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十一条第一項」とする。

受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一條第八項、第三十三條の三、第三十六條及び第四十條第一項の規定の適用については、同法第十一條第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同法第三十三條の三中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは「あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第三十四条に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「第三十三条の二、第三十三条の三」とあるのは「第三十三条の二」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同項第四号中「第八項」とあるのは「第八項（構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。（政令等で規定された規制の特例措置）

第三十五条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、政令又は主務省令により規定された規制に係る事業（以下この条及び別表第二十五号において「政令等規制事業」という。）を実施し又はその実施を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。（地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置）

第三十六条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、政令又は主務省令により規定された規制（地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業（以下この条及び別表第二十六号において「地方公共団体事務政令等規制事業」という。）を実施し又はその実施を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあっては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあっては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第五章 構造改革特別区域推進本部

（設置）

第三十七条 構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。（所掌事務）

第三十八条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 構造改革特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 構造改革特別区域基本方針の実施を推進すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、構造改革の推進等に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。

第三十九条 本部は、構造改革特別区域推進本部長、構造改革特別区域推進副本部長及び構造改革特別区域推進本部員をもつて組織する。（構造改革特別区域推進本部長）

第四十条 本部の長は、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。（構造改革特別区域推進副本部長）

第四十一条 本部に、構造改革特別区域推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもつて充てる。

受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一條第八項、第三十三條の三、第三十六條及び第四十條第一項の規定の適用については、同法第十一條第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同法第三十三條の三中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは「あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第三十四条に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「第三十三条の二、第三十三条の三」とあるのは「第三十三条の二」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同項第四号中「第八項」とあるのは「第八項（構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。（政令等で規定された規制の特例措置）

受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一條第八項、第三十三條の三、第三十六條及び第四十條第一項の規定の適用については、同法第十一條第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同法第三十三條の三中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは「あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第三十四条に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「第三十三条の二、第三十三条の三」とあるのは「第三十三条の二」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同項第四号中「第八項」とあるのは「第八項（構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。（政令等で規定された規制の特例措置）

受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る国立大学法人による土地等の貸付けに係る国立大学法人法第十一條第八項、第三十三條の三、第三十六條及び第四十條第一項の規定の適用については、同法第十一條第八項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同法第三十三條の三中「文部科学大臣の認可を受けて」とあるのは「あらかじめ、文部科学大臣に届け出て」と、「ものを」とあるのは「ものを構造改革特別区域法第三十四条に規定する者に」と、同法第三十六条第二号中「第三十三条の二、第三十三条の三」とあるのは「第三十三条の二」と、同法第四十条第一項第二号中「この法律」とあるのは「この法律若しくは構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する第三十三条の三」と、同項第四号中「第八項」とあるのは「第八項（構造改革特別区域法第三十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。（政令等で規定された規制の特例措置）

第四十二条 本部に、構造改革特別区域推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。（資料の提出その他の協力）

第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四十四条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。（主任の大臣）

第四十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。（政令への委任）

第四十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関する事項は、政令で定める。（事務）

第六章 雜則

（情報の提供等）

第四十七条 内閣総理大臣は、第三条第三項の提案をしようとする者又は第四条第一項の規定による申請をしようとする地方公共団体からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。（規制の特例措置の見直し）

第四十八条 関係行政機関の長は、規制の特例措置の適用の状況について、定期的に調査を行うとともに、その結果について、本部に報告しなければならない。（規制の特例措置の見直し）

第四十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。）を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令（告示を含む。）、内閣府令（告示を含む。）、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。（命令への委任）

第五十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

2 本部長は、本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。（構造改革特別区域推進副本部長）

第四十一条 本部に、構造改革特別区域推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもつて充てる。

(経過措置)

第五十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三章及び第四章の規定 平成十五年四月一日
- 二 附則第六条の規定 平成十六年一月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(提案を募集する期限)

第三条 第三条第三項の募集は、令和九年三月三十一日までの間、行うものとする。

(構造改革特別区域計画の認定を申請する期限)

第四条 第四条第一項の申請は、令和九年三月三十一日までに限り行うことができる。

(訓令又は通達に関する措置)

第五条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち構造改革特別区域に関するものについては、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化の必要性にかんがみ、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第六条 この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則

(平成一四年一二月六日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則

(平成一五年四月九日法律第二三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(平成一五年六月六日法律第六六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律による改正後の構造改革特別区域法第十二条の構造改革特別区域に係る認定前にした公有水面埋立法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年六月一三日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）附則第四十七条の規定の施行の日前である場合には、第五条中「第三十九条第一項」とあるのは、「第四十条第一項」とする。

(その他の経過措置の委任)

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月二四日法律第一二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中会社法第十二条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第四十八条 第二条の規定の施行の際現に構造改革特別区域法第二十九条第一項の規定により第一種電気通信事業を営むことについて旧法第九条第一項の許可を受けた者とみなされている地方公共団体であつて、新法第九条の規定により登録を受けるべき者に該当するものは施行日に同条の登録を受けたものとし、新法第十六条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは施行日に同項の届出をしたものとみなす。

附 則 (平成一六年五月二六日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二八日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第三条 この法律の施行の日が景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第八条の規定の施行の日前となる場合における前条の規定の適用については、同条中「第十八条」とあるのは「第二十条」と、「第八号」とあるのは「第十号」とする。

2 前項の場合において、本則中第十八条を第二十条とする改正規定の適用については、同改正規定中「第十八条を第二十条」とあるのは「第十八条第一項中「別表第八号」を「別表第十号」に、「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第二十条」としとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法（平成十六年法律第百十号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十九条の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新関税法第一百一条第五項の規定による届出があった区域とみなす。(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新関税法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二二三号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(附 則) (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) (平成一七年五月二十五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十二条の改正規定(「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十二条及び第十二条の二」を削る部分に限る。)及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成十七年法律第五十七号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一〇日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第三十四条の規定の適用を受けたこの法律による改正前の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「旧特定農地貸付法」という。)第三条第三項の承認(旧特区法第三十四条の規定の適用を受けた市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第七条第一項又は第五項の規定による認定を受けた者が同法第十二条第一項の規定により旧特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けたものとみなされた場合における当該承認を含む。)に係る農地は、この法律による改正後の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る農地とみなす。

附 則 (平成一七年六月一〇日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行の際に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)別表第十七号に掲げる事業(以下「特定法人貸付事業」という。)の実施により旧特区法第二十七条第三項に規定する特定法人(以下「特定法人」という。)のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されている農地(農地法第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)並びに特定法人貸付事業の実施主体(旧特区法第四条第二項第四号に掲げる実施主体をいう。)が特定法人貸付事業の用に供すべきものとして使用及び収益を目的とする権利の設定又は

移転を受けている農地で特定法人のために使用貸借による権利又は賃借権が設定されていないものについては、旧特区法第二十七条第三項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

第二条 この法律の施行の際現に特定法人貸付事業の実施により特定法人のために賃借権が設定されている農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する採草放牧地をいう。)の賃貸借については、旧特区法第二十七条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成一七年六月一七日法律第五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十五条第一項の規定により行っている無料の職業紹介事業については、同項の規定により同項に規定する教育施設の長がした届出を職業安定法(昭和二十二年法律第八四十一号)第三十三条の第四第一項の規定により地方公共団体がした届出と、旧特区法第十一条第一項に規定する教育施設の長を職業安定法第三十三条の四第二項において準用する同法第三十二条の十四の規定により職業紹介責任者に選任された者とみなして、同法の規定を適用する。

附 則 (平成一七年六月二九日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

イ 第七条の規定(酒税法第七条第三項に一号を加える改正規定を除く。)並びに附則第六十四条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第百七十五条、第百七十六条、第百八十四条及び第百九十七条の規定

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年五月一七日法律第三七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月一七日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法（以下「旧特区法」という。）第十二条の三の規定による内閣総理大臣の認定に係る同条に規定する特定埋立地であるものについては、その全部の区域について新港湾法第五十八条第三項の規定による港湾管理者の告示がされている区域であるものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧特区法第二十二条第一項の規定により同項に規定する特定埠頭の貸付けを受けている事業者は、新港湾法第五十四条の三第二項の規定により港湾管理者の認定を受けた者とみなす。

附 則 (平成一八年五月二四日法律第四三号) 抄**第一条** (施行期日)**第二条** (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (施行期日)**第二条** (施行期日)

この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十五条第一項の規定による内閣総理大臣の認定に係る同法第二条第一項に規定する構造改革特別区域であるものについては、この法律の施行の日において新法第五十五条第一項の規定により都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。）が第二種大規模小売店舗立地法特例区域として定め、その内容について新法第五十五条第四項において準用する新法第三十六条第二項の規定により公告をした区域とみなす。

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一八年六月八日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第十条並びに附則第四条、第三十三条から第三十六条まで、第五十二条第一項及び第二項、第一百五条、第一百二十四条並びに附則第二条第二項、第二及び三 略

2 第百五条、第一百二十四条並びに第百三十一条から第百三十三条までの規定 公布の日

3 第三条、第七条、第十三条、第十六条、第十九条及び第二百四十七条、第一百四十八条、第一百五十九条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条ま

4 第三十七条から第三十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第五十七条、第六十条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

5 第四条、第八条及び第二十五条並びに附則第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第三十二条まで、第八十条、第八十二条、第八十三条、第一百五十四条、第一百七条、第八十九条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日

6 第五条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

7 第六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

8 第七条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

9 第八条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

10 第九条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

11 第十条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

12 第十一条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

13 第十二条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

14 第十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

15 第十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

16 第十五条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

17 第十六条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

18 第十七条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

19 第十八条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第八十二条、第八十三条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条及び第一百六十九条の規定 平成二十年十月一日

(附則)

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 附則第三条から第十六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必
要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月八日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。ただし、第一条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律目次の改正

規定（「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める部分及び「第七章 新感染症（第四十五条
一第五十三条）」を「/第七章 新感染症（第四十五条一第五十三条）／第七章の二 結核（第

五十三条の二一第五十三条の十五）／」に改める部分に限る。）、同法第六条第二項から第六項ま
での改正規定（同条第三項第二号に係る部分に限る。）及び同条第十一項の改正規定、同条に八
項目を加える改正規定（同条第十五項、第二十一項第一号及び第二十二項第十号に係る部分に限
る。）、同法第十条第六項を削る改正規定、同法第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二
十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条の改正規定、同条の次に
一条を加える改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第三十八条から第四
十四条まで及び第四十六条の改正規定、同法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第七
章の次に一章を加える改正規定、同法第五十七条及び第五十八条の改正規定、同条の次に二条を
加える改正規定、同法第五十九条から第六十二条まで及び第六十四条の改正規定、同条の次に一
条を加える改正規定並びに同法第六十五条、第六十五条の二（第三章に係る部分を除く。）及び
第六十七条第二項の改正規定、第二条の規定並びに次条から附則第七条まで、附則第十三条（地
方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項の改正規定中第三章に係る部分を除く。）及び附
則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十九年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にし
た行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条ただし書に
規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 (平成一九年三月三一日法律第一四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日
から施行する。

一 第十条の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日
二 第三条の改正規定及び附則第二条の次に二条を加える改正規定 (附則第三条を加える部分に
限る。) 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
三 第十五条から第十七条まで及び第二十九条の改正規定並びに別表の改正規定 (同表第五号及
び第十九号に係る部分に限る。) 平成十九年十月一日

四 第十四条の改正規定及び別表の改正規定 (同表第四号に係る部分に限る。) 平成二十年四月
一日

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状
況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 (経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に行われているこの法律による改正前の構造改革特別区域法第三十一条
の規定による特別養護老人ホームの管理の委託については、同条の規定は、この法律の施
行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年四月二三日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

一から二まで 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項
及び第二項、第三十条から第五十条まで、第五十四条から第六十条まで、第六十二条、第六十
四条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条か
ら第八十条まで、第八十二条、第八十四条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十六条
から第一百条まで、第一百三条、第一百十五条から第一百八十八条まで、第一百二十条、第一百二十一
条、第一百二十三条から第一百二十五条まで、第一百一十八条、第一百三十条から第一百三十四
条まで、第一百三十九条及び第一百三十九条の二の規定 日本年金機構法の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第一百四十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中漁港漁場整備法第三十七条の改正
規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から
起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十一条第一項
の規定により同項に規定する特定漁港施設の貸付けを受けている事業者は、第一条の規定による
改正後の漁港漁場整備法第三十七条の二第二項の規定により漁港管理者の認定を受けた者とみな
す。

第七条 前条に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施
行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一項、第十四条、第十五条の二及び第二十三条第二号の改正規定、同法附則第五項の表備考第一号の改正規定並びに同法附則第十九項の改正規定（後段を加える部分を除く。）を除く。）次条から附則第四条までの規定並びに附則第七条、第八条第二項、第十条、第十一项、第十三条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定

平成二十一年四月一日 定

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により授与された特例特別免許状を有する者についての附則第二条第一項、第二項、第三項各号、第五項及び第七項から第九項までの規定については、同条第一項中「改正前の教育職員免許法の規定」とあるのは、「改正前の教育職員免許法（以下この項において「旧法」という。）の規定」と、「特別免許状を有する者」とあるのは、「特別免許状（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下この条において「特例特別免許状」という。）」を除く。以下この項及び第五項において同じ。）を有する者」と、「ものとする」とあるのは、「ものとし、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者（当該免許状が失効した者を除く。以下この条において「特例特別免許状所持者」という。）」については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特例特別免許状（同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあっては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授与権者（附則第十七条の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。第八項及び第九項において同じ。）により授与されたものに限る。）には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは、「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは、「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは、「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは、「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する免許管理者」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは、「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは、「更新講習修了確認を受けなかった免許状によっては教育職員」と、同条第八項中「授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいい。）とあるのは、「授与権者」と、同条第九項中「授与権者（新法第五

十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第一百九十二条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定

公布の日

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

一 略

附則 (平成二十一年七月六日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年五月二一日法律第三五号

一 略

附則 (平成二十一年五月二一日法律第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日又はこの法律の公布の日のいざれか遅い日から施行する。

一 略

附則 (平成二十一年五月二一日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年五月一日法律第三三号

一 略

附則 (平成二十一年五月一日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 略

附則 (平成二十一年五月一日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年五月一日法律第三三号

一 略

附則 (平成二十一年

る)、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二項、第七条、第十二条、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十六条第二項、第三十七、第三十八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十条第一項及び第二項の改正規定に限る)、第三十九条、第四十条、第四十五条の二及び第四十六条の規定 平成二十四年四月一日

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の一を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る)に限る)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る)及び第五十三条から第五十二条までの規定 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(政令への委任)

第五十二条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く)、第十二条、第十四条(地方自治法別表第一公営住宅法(昭和二十六年法律第九号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)の項の改正規定に限る)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く)、第五十九条、第六十五条、第六十五条(農地法第五十七条の改正規定に限る)、第七十六条、第七十九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る)、第九十八条(公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く)、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十

正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る)、第一百三十三条(第百四十一、第百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る)、第百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十七条、第二百九十九条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る)、第百五十三条(第百五十五条の改正規定に限る)、第百五十九条、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る)、第百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く)並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る)、第一百六十三条、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百七十五条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る)、第一百七十五条及び第八十六条(ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る)の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定に限る)、第九十一条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る)、第九十二条(高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二十五条の改正規定を除く)、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百十三、第一百十五条及び第一百八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十二条、第十条(構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八条)の項、都市計画法(昭和三十八年法律第二百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第六十号)の項、環境基本法(昭和四十五年法律第九十一号)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマッシュの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八条)の項の改正規定に限る)、第十七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十一条の五の六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十二条の改正規定に限る)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第一百条(土地区画整理事業法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九

条及び第五十条の改正規定に限る。)、第一百三条、第一百五条(駐車場法第四条の改正規定を除く。)、第一百七条、第一百八条、第一百十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。)、第一百十八条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定を除く。)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条までの二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十四条、第二十条、第二十三条、第二十五条の二、第十五条の二、第十七条の改正規定に限る。)、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る。)、第一百三十九条の三、第一百四十二条の二及び第一百四十二条の改正規定を除く。)、第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。)、第一百三十九条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四条及び第一百九条の二の改正規定に限る。)、第一百四十二条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。)、第一百四十五条、第一百四十六条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第一百九十二条、第一百九十七条、第二百三十三条、第二百五十五条及び第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。)、第一百五十五条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二十二条の改正規定を除く。)、第一百五十七条、第一百五十八条(景観法第五十七条の改正規定に限る。)、第一百六十条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。)、第一百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第二百五十五条の二、第二百五十五条及び第二百五十六条の改正規定に限る。)、第一百六十五条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。)、第一百六十九条、第一百七十七条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。)、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条(環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。)及び第一百八十七条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定を除く。)同法第十九条の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四項の改正規定(第四条第三項)を「第四条第四項」に改める部分を除く。)並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。)、第一百八十九条、第一百五十五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条(地域における多様な主體の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二条)第四条第八項の改正規定に限る。)、第一百十九条、第一百二十一条の二並びに第一百二十条(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二三年一二月一四日法律第一二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二四年六月二七日法律第四十七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二十五条及び第七十三条の規定
一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日
附 則 (平成二四年九月五日法律第七三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の構造改革特別区城法(以下「旧法」という。)第一十八条の二第二項の規定により読み替えられた酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件は、この法律による改正後の構造改革特別区城法(以下「新法」という。)第二十八条の二第二項の規定により読み替えられた酒税法第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲をそれぞれ新法第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。
(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (平成二五年六月一一日法律第三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条(河川法目次の改正規定(第十五条を「第十五条の二」に改める部分に限る。)、同法第十五条の改正規定、同法第二章第一節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定、同法第三十二条の改正規定、同法第三十三条(見出しを含む。)の改正規定、同法第三十四条から第三十六条まで及び第三十八

におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年七月一五日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国家戦略特別区域法第八条第九項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）、同法第十条第二項の改正規定（「第十三条」を「第十二条の二」に改める部分を除く。）及び同法第二十七条の次に見出し及び三条を加える改正規定並びに附則第十四条及び第十九条の規定、公布の日

二 第二条中構造改革特別区域法第二十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三十条第一項の改正規定及び同法別表第十八号の二の次に次のように加える改正規定、公布的日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（附 則） **（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定、公布の日
（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附 則） **（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（附 則） **（平成二九年三月三一日法律第四号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イ 及びロ 略

ハ 第七条中酒税法第三条第十二号の改正規定、同条第十三号の改正規定（同号ニに係る部分を除く。）、同法第十条第七号の改正規定、同法第三十条第一項の改正規定（「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び加重加算税」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定及び同条第九項の改正規定（「昭和三十七年法律第六十六号」を削る部分に限る。）並びに附則第三十五条（第三項を除く。）、第一百二十二条第一項及び第一百三十七条の規定

（罰則に関する経過措置）
第一百四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第百四十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年五月一七日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 旧地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づき臨時の任用をされ、かつ、この法律の施行の際に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十四条第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員については、旧地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定に基づき採用され、かつ、前条の規定による改正後の構造改革特別区域法（次項において「新構造改革特別区域法」という。）第二十四条第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員とみなして、同条の規定を適用する。

2 この法律の施行の際に旧地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定に基づき採用された職員とみなして、新構造改革特別区域法第二十四条の規定を適用する。

（附 則） **（平成二九年六月一一日法律第五〇号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。

（奄美群島振興開発特別措置法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 この法律の施行の際に次に掲げる認定を受けている当該各号に定める計画について、新通訳案内士法第五十四条第一項に規定する地域通訳案内士育成等計画であつて同条第三項の同意を得たものとみなす。

一から四まで 略
五 附則第十四条の規定による改正前の構造改革特別区域法（以下この条において「旧構造改革特別区域法」という。）第四条第九項の認定（旧構造改革特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）旧構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項に規定する地域限定特例通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）

2 この法律の施行の際に次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第十八条の規定による当該各号に定める登録を受けている者については、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

一から五まで 略
六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特例通訳案内士の登録

3 次に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定による当該各号に定める登録簿は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第十九条の規定による地域通訳案内士登録簿とみなす。

一から五まで 略
六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特例通訳案内士登録簿

4 この法律の施行の際に次に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。

一から五まで 略
（この法律の施行の際に次に掲げる規定において読み替えて準用する旧通訳案内士法第十九条の規定により交付されている当該各号に定める登録証は、新通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する新通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域通訳案内士登録証とみなす。）

- 六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第八項 地域限定特例通訳案内士登録
第二項の規定により新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第十八条の規定による地域通訳案内士の登録を受けた者とみなされた者について、施行日前に、次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項第二号又は第三号の規定による懲戒の処分の理由とされている事実があつたときは、新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定による名称の使用の停止の処分又は登録の取消しの理由とされる事実があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一から五まで 略

六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第九項
次に掲げる規定において準用する旧通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、当該処分を受けた日において新通訳案内士法第五十七条において準用する新通訳案内士法第二十五条第三項の規定により地域通訳案内士の名称の使用の停止の処分を受けた者とみなす。

一から五まで 略

六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項
前各項に規定するもののほか、この法律の施行前にされた次に掲げる処分その他の行為は、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた処分その他の行為とみなす。

一から五まで 略

六 旧構造改革特別区域法第十九条の二第一項の規定の適用を受けて旧構造改革特別区域法の規定によりされた処分その他の行為

八 前各項に規定するもののほか、この法律の施行の際現にされている次に掲げる申請その他の行為とは、この法律の施行後は、新通訳案内士法の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

第一項に規定するものと同一の行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 この附則に定めるものと同一の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第一項 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この附則に定めるものと同一の法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

附 則 (平成二九年六月二日法律第五二号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月一四日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(附則第七条及び第八条において「平成十八年改正法」という。)附則第十条の三第五項の改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十三条の規定

附 則
（平成二九年六月二三日法律第七一號）抄

(罰則の適用に関する経過措置) 第二条及び第三条の規定 平成二十九年十月一日
前記の規定による。 第十二条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該各規定)の施行
前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二九年六月二三日法律第七一号)
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

日暮里

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点か

（四）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、同法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が第三者に対して同法第二条第一項に規定する公共施設

等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術で

あつて技術革新の進展に即応したもの的有效性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目処として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事

業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成三〇年一二月一四日法律第九五号）抄
（地丁明目）

第一條 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

行 政
附 則
(令和元年一二月六日法律第六五号)
抄

第一条 〔施行期日〕この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条第三項の改正規定、第七条第一項の改正規定、第三十一条を削る改正規定、第三十二

条の改正規定、同条を第三十一条とし、同条の次に一条を加える改正規定、附則第三条及び第四条の改正規定並びに別表第二十一号及び第二十二号の改正規定並びに次条の規定及び附則第

四条中國戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十条第三項の表の改正規定（同表第三十二条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改める部分及び同項

の次に次のように加える部分に限る。) 公布の日
二 附則第三条の規定 令和二年十月一日

(新法第二条第三項の規定の適用に関する経過措置)
第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの

法律による改正後の構造改革特別区域法（次条において「新法」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項中「及び第二十三条」とあるのは、「第二十三条、第二十四条及び第二十八条」とする。

(酒税法の特例に係る経過措置)

第三条 新法第二十七條第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)、附則第三十九條第十二項(同条第十九項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、同法附則第三十九條第十二項中「製造場の」とあるのは、「製造場(当該製造場が構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十七条第三項に規定する体験製造場である場合にあっては、当該体験製造場に係る同項に規定する主製造場)」とする。

第六条 この法律の施行の日が漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附則 (令和二年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年五月一〇日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年五月一一日法律第一一號) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年五月一一日法律第三六號) 抄

(命令の効力に関する経過措置)

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和三年六月四日法律第五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年三月三一日法律第七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年五月一八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (令和四年五月一八日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和四年七月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一次に掲げる規定 令和五年五月一日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の六の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定(同条第一項に係る部分(「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る)、同条第二項に係る部分(「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る)、同条第三項に係る部分(「又は第九十条の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る)及び同条第四項に係る部分(「若しくは第二項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る)に改める部分に限る)、同条第三項に係る部分(「又は第九十条の十四(見出しを含む)」の改正規定並びに附則第五十二条、第五十七条、第七十条及び第七十七条(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第一百八十四条第七号の改正規定(第八十七条の六第十五項)を「第八十七条の六第十六項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定

(罰則に関する経過措置)

第七十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年五月八日法律第二〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。
附 則 (令和五年六月七日法律第四三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条(道路整備特別措置法第二十三条第三項の改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第五十九条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第五条及び第八条(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十八条第十三項の改正規定(「第十一條第四項」を「第十一條第五項」に改める部分を除く。)を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一一月二〇日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第九条及び第十条の規定 令和六年四月一日

別表 (第二条関係)	番号	事業の名称	関係条項
二一 削除	一	学校設置会社による学校設置事業	第十一条
二二 削除	二	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業	第十二条
二三 削除	三	学校設置非営利法人による学校設置事業	第十三条
二四 削除	四	病院等開設会社による病院等開設事業	第十四条
二五 削除	五	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	第十五条
二六 削除	六	公私立学校設置事業	第十六条
二七 削除	七	市町村による狂犬病予防員任命事業	第十七条
二八 削除	八	地方公務員による臨時の任用事業	第十八条
二九 削除	九	特定農業者による農地取得事業	第十九条
二一〇 削除	十	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十条
二一一 削除	十一	特定法人による農地取得事業	第二十一条
二一二 削除	一二	特定農業者による特定酒類の製造事業	第二十二条
二一三 削除	一三	特産酒類の製造事業	第二十三条
二一四 削除	一四	清酒製造者による清酒の製造体験事業	第二十四条
二一五 削除	一五	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十五条
二一六 削除	一六	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十六条
二一七 削除	一七	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十七条
二一八 削除	一八	民間事業者による公社管理道路運営事業	第二十八条
二一九 削除	一九	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第二十九条
二二〇 削除	二〇	民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業	第三十条
二二一 削除	二一	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業	第三十一条
二二二 削除	二二	二十二地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業	第三十二条
二二三 削除	二三	二十三再生資源を利用したアルコール製造事業	第三十三条
二二四 削除	二四	二十四国立大学法人による土地等貸付事業	第三十四条
二二五 削除	二五	二十五政令等規制事業で第三十五条の規定による政令又は主務省令で定めるもの	第三十五条
二二六 削除	二六	二十六地方公共団体事務政令等規制事業で第二十六条の規定による政令又は主務省令で定めるもの	第三十六条